

遠野市ソーシャルメディアの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、情報化社会の進展に伴い、有効な情報伝達的手段となるソーシャルメディアを活用し、もって市政の広報の充実に資するため、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア LINE、Twitter、Facebook、Instagram、YouTube、その他のソーシャルネットワークサービス等、インターネットを利用して情報配信又は相互に情報を交換することのできる情報伝達の媒体をいう。
- (2) アカウント ソーシャルメディアを利用するために取得した権利及び登録内容をいう。
- (3) 利用者 ソーシャルメディアを利用する者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、遠野市情報セキュリティ基本方針（平成17年遠野市訓令第5号）において使用する用語の例による。

(配信する情報)

第3条 市のソーシャルメディアを利用して配信する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 市ホームページ掲載情報
- (2) 防災、緊急情報
- (3) その他、市に関連する市民に周知すべき情報（共催、後援事業等）
- (4) 政府機関、地方公共団体等が配信する関連情報に対するコメント等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が市民にとって有益であると判断した情報
(ソーシャルメディア運用責任者)

第4条 前条各号に掲げる情報、市のアカウントの保全、情報セキュリティ対策その他ソーシャルメディアの適正な管理及び運用を行うため、ソーシャルメディア運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置く。

2 運用責任者は、遠野市情報セキュリティ対策基準で定める情報セキュリティ管理者をもって充てる。

(市のアカウントの明示)

第5条 運用責任者は、市が利用するソーシャルメディアのアカウントを市公式ホームページに掲載し、当該アカウントが市のものであることを明らかにしておかなければならない。

(遵守事項)

第6条 市のソーシャルメディアを利用して情報の配信を行う職員等（以下「職員」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び遠野市個人情報保護条例（平成17年遠野市条例第21号）の規定に違反しないこと。

- (2) 肖像権、プライバシー権、著作権その他の第三者の有する権利を侵害しないこと。
- (3) 第3条各号に掲げる情報を配信することのみを目的として市のソーシャルメディアを利用すること。
- (4) 配信する情報の正確性を確保すること。
(配信する情報の制限)

第7条 職員は、次に掲げる情報の配信を行ってはならない。

- (1) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (2) 人種、思想、信条、職業等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
- (3) 法令に違反する行為を扇動する内容を含む情報
- (4) 職務上知り得た秘密及び特定の個人を識別することができる情報（市のソーシャルメディアを通じて当該情報の配信を行うことについて本人の同意を得たものを除く。）
- (5) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (6) 著作権、商標権その他の無体財産権を侵害するおそれのある情報
- (7) その他、市が不適切と判断した情報
- (8) 前各号の内容を含むウェブサイト等を紹介する情報
(情報の取扱い)

第8条 運用責任者は、市のソーシャルメディアを通じ配信された情報について、前条各号に掲げる情報を含むと判断される場合には、当該情報を削除し、又は当該情報を配信した利用者若しくはソーシャルメディアの事業主体に対し当該情報の削除の要請をすることができる。

2 市は、市のソーシャルメディアを通じて利用者から提供される情報について、正確性、完全性及び有用性の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、一切責任を負わないものとする。

3 市は、市のソーシャルメディアに掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、市の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

(情報に関する諸権利の取扱い)

第9条 市のソーシャルメディアで提供する、又は提供される文章、写真、イラストその他の情報に関する諸権利は、市又は著作権者に帰属する。

2 利用者は、市のソーシャルメディアの内容について、私的利用のための複製、引用その他の著作権法（昭和45年法律第48号）の規定により認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(運用の停止)

第10条 運用責任者は、市のソーシャルメディアの運用を継続することが適当でないと認めるときは、その理由を市公式ホームページに明記した上で、当該ソーシャルメディアの運用を速やかに停止し、及びアカウントを削除することができる。

(庶務)

第11条 市のソーシャルメディアの運用に関する庶務は、総務企画部において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、市のソーシャルメディアの運用に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。